

退職金支給規則

第1条 この規則は、一般社団法人青森県サッカー協会（以下、「本協会」という。）就業規則第29条の規定に基づき、職員に対する退職金に関し必要な事項を定める。

第2条 勤続1年以上の職員が退職したときは、この規則により退職金を支給する。

2 前項の退職金の支給は、本協会が各職員について独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部（以下、「中退共」という。）との間に退職金共済契約を締結することによって行うものとする。

第3条 新たに雇い入れた職員については、試用期間を経過し、本採用となった月に中退共と退職金共済契約を締結する。

第4条 退職金共済契約は、職員ごとに、その基本給の額に応じ、別表に定める掛金月額によって締結し、毎年4月に掛金を調整する。

第5条 休職期間及び業務上の負傷又は疾病以外の理由による欠勤がその月の所定労働日数の2分の1を超えた期間は、中退共の掛金納付を停止する。

第6条 退職金の額は、掛金月額と掛金納付月数に応じ中小企業退職金共済法に定められた額とする。

第7条 職員が懲戒解雇をされた場合には、中退共に退職金の減額を申し出ることがある。

第8条 退職金は、職員（職員が死亡したときは遺族）に交付する「退職金共済手帳」により、中退共から支給を受けるものとする。

2 職員が退職又は死亡したときは、やむを得ない理由がある場合を除き、本人又は遺族が遅滞なく退職金を請求できるよう、速やかに「退職金共済手帳」を本人又は遺族に交付する。

第9条 この規則は、関係諸法規の改正及び社会事情の変化などにより必要がある場合には、職員代表と協議のうえ改正することがある。

附則

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。（令和4年3月19日理事会決議）

2 この規則の実施前から在籍している職員について、勤続年数に応じ過去勤務期間通算の申出を中退共に行うものとする。